

尾張旭市人口問題対策本部設置要綱

(設置)

第1条 全庁的な連携のもと、尾張旭市の人口問題対策を着実に推進するとともに、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を踏まえ、将来にわたって尾張旭市の活力を維持していくため、尾張旭市人口問題対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 少子超高齢化及び人口減少対策の推進に関すること。
- (2) その他人口問題及びまち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、対策本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月9日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

本部員	教育長 市長公室長 企画部長 総務部長 市民生活部長 健康福祉部長 こども子育て部長 都市整備部長 上下水道部長 消防長 教育部長 議会事務局長 監査委員事務局長
-----	---